

太良町人事行政の運営等に関する状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況(R4.4.1～R5.3.31)

区分	競争試験									選考					
	受験者数			合格者数			採用者数			申込者数			採用者数		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
本庁	一般行政職	10	7	3	5	4	1	4	3	1					
	土木	1	1		1	1									
病院	看護師	4	2	2	4	2	2	4	2	2					
	医療技術職										1		1	1	1
合計		15	10	5	10	7	3	8	5	3	1		1	1	1

(2) 退職等の状況(R4.4.1～R5.3.31)

区分	定年退職						勸奨退職			普通退職			懲戒免職			死亡退職		
	計	男性	女性	勤務延長後の退職			計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
				計	男性	女性												
本庁	1	1										1	1					
病院												1	1					
合計		1	1									2	2					

(3) 部門別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	令和4年	令和5年		
一般行政	議会	2	2	
	総務	28	29	1
	税務	6	6	
	農林水産	13	13	
	商工	5	5	
	土木	7	7	
	民生	11	11	
	衛生	11	11	
小計	83	84	1	
特別行政	教育	13	14	1
公営企業等	病院	83	84	1
	水道	5	5	
	下水道	1	1	
	その他	5	5	
	小計	94	95	1
合計		190	193	3

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
令和2年4月1日	令和7年3月31日	+9人(8.8%)

②令和5年4月1日現在における定員の数値目標

町立病院を除く職員数 106人

③定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

	各年4月1日					目標年度
	平成31年 計画前年	令和2年 1年目	令和3年 2年目	令和4年 3年目	令和5年 4年目	
目標値	99	102	104	106	106	111
実績値	99	102	105	107	109	
達成率	100	100	100	100	100	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

(単位:千円)

R4年度末人口	歳出総額	人件費	人件費率	R3年度率
8,193人	7,557,575	995,660	13.2%	11.6%

(注) 人件費には特別職(町長や町議会議員など)に支給される給料・報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況(令和4年度普通会計決算)

(単位:千円)

職員数	給与費				1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤続手当	計	
94人	328,104	51,069	126,079	505,252	5,375

(注) 職員手当には退職手当を含んでいません。

(3) 一般行政職の平均年齢と平均給料額の状況

(令和5年4月1日現在)

平均年齢	39.7歳
平均給料月額	293,992円

(4) 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

職種	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	175,800円
	高校卒	154,700円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	経験10年	経験15年	経験20年	
一般行政職	大学卒	250,400円	288,700円	330,300円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	301,100円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務内容	主事	主事	係長	係長	課長	課長
			主査	主査		
職員数(人)	26	9	23	14	9	3
構成比(%)	30.9	10.7	27.4	16.7	10.7	3.6

(7) 職員手当の状況

① 期末手当及び勤続手当 (令和5年4月1日現在)

区分	太良町		国		
	期末手当	勤続手当	期末手当	勤続手当	
支給割合	6月期	1,200月分	1,000月分	1,200月分	1,000月分
	12月期	1,200月分	1,000月分	1,200月分	1,000月分
	計	2,400月分	2,000月分	2,400月分	2,000月分
制度上の段階、職務の級等による加算措置	有		有		

② 退職手当

(令和5年4月1日現在)

区分	太良町		国		
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職の特例措置 (1~45%加算)		

(8) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
給料	町長	714,000円
	副町長	596,000円
報酬	議長	311,000円
	副議長	258,000円
	議員	243,000円
		※15%の加算措置あり
		(支給割合)
		6月期 …… 1.650月分
		12月期 …… 1.650月分
		計 3.300月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (令和5年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (R4.1.1～R4.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
3,616日	576日	94人	6.1日	15.9%

(注)全対象職員数はR4.1.1～R4.12.31の全期間を在職した一般職員

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況 (令和4年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動を伴う処分をいいます。

分限処分	人数
	2人

(2) 懲戒処分の状況 (令和4年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。令和4年度の懲戒処分者はありません。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことに従事したり、勤務時間中注意力を職務外のことにそらしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

令和4年度の違反はありません。

(2) 営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。令和4年度の職員の営利企業等従事許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (R4.4.1～R5.3.31)

区分	研修名	修了者数(人)
一般研修	新規採用職員研修 ※前期	7
	新規採用職員研修 ※後期	7
	市町職員第1部研修	8
	市町職員第2部研修	3
	市町職員新任係長研修(リーダーシップ編)	4
	市町職員新任係長研修(事業スクラップ&ビルド編)	5
	市町職員監督者研修	1
	市町新任課長研修	3
特別研修	町村会パソコン総合研修(新規採用職員向け)	7
	Excel活用研修	1
	食と農の流通・ブランド研究会	1
	人事労務管理研修	2
	文章力向上研修	1
	Web活用研修	2
	税務初任者研修	2
	公会計研修(基礎編)	1
	公会計研修(応用編)	1
	危機管理研修	1
	DX推進研修(基礎編)	1
	DX推進研修(応用編)	1
	入札・契約事務制度研修	3
	まちづくり戦略セミナー(イタリア農業と食育を学ぶ)	2
	モチベーション向上研修	2
	CAD研修	2
	公共MBA(中級)研修	1
	折衝力・交渉力向上研修	1
杵藤地区広域市町村圏組合圏域内研修	4	
職員研修	認知症サポーター養成講座	7
	DX職員研修	140

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の人材育成及び公正な人事への反映を目的として、全職員を対象とする人事評価を年1回実施しています。

評価の対象者	基準日(4月1日)現在の全職員
評価者	上位の職の者が評価
評価項目	業績評価、能力・態度評価

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和4年度)

健康診断の種類	対象者	受診者数(人)	検査内容
定期健康診断	全職員	169	血圧、心電図、胸部X線 他
胃検診	希望者	21	透視、カメラ
歯科検診	希望者	50	口腔検査、口腔衛生指導
人間ドック	希望者	21	身体測定、心肺機能、視聴覚、X線検査、血液、尿検査 他

(2) 利益保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、勤務条件に関する措置要求制度及び不服申立て制度が規定されています。令和4年度の措置要求及び不服申立てはありません。